

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人山本博、同平田辰雄、同小池貞夫、同金子光邦の上告理由について 原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、本件再登録申請をしなかつたことをもつて組合員資格を喪失したものととして取り扱うことは、実質において組合員資格の剥奪にほかならず、上告組合の規約において、組合員がその意思に反してその資格を喪失する事由として定めるのは、除名の制裁を受けたとき以外になく、したがつて、上告組合は右規約所定の除名の事由及びその手続によらないで組合員資格を剥奪することは許されないというべきであり、被上告人らは本件再登録申請をしなかつたことをもつて組合員資格を喪失したとすることはできないとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	高	島	益	郎
裁判官	角	田	禮	次郎
裁判官	大	内	恒	夫
裁判官	佐	藤	哲	郎
裁判官	四	ツ	谷	巖